

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月9日（水）午前8時55分から午前10時55分
2. 開催場所 山江村農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（13名）
  - 農業委員 6名
  - 推進委員 7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
  - 日程1 開会
  - 日程2 会長挨拶
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程6 議第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程7 議第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
  - 日程8 議第7号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程9 議第8号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程10 議第9号 農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程11 議第10号 山江村農用地利用集積計画（第2次）に対する意見決定について
  - 日程12 議第11号 山江村農業委員会傍聴規程の制定について
  - 日程13 議第12号 令和4年度山江村農作業標準賃金の承認について
  - 日程14 その他
  - 日程15 今後の行事
  - 日程16 閉会
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 事務局係長



長。議第4号につきましては2件の届け出を審議していただくこととなりますが、関連がありますので一括審議の方をお願いいたします。まず、2ページと3ページが1件目の通知書と合意解約の写しです。(申請内容について説明)。次に5ページと6ページが2件目の通知書と合意解約の写しであります。(申請内容について説明)。4ページと7ページの方にそれぞれ地籍図を添付しておりますが、現地は(場所について説明)。それぞれの解約の目的につきましては、11月期総会で農振農用地除外について承認いただいた農地でありまして、所有権移転の伴う農地転用のためとなっております。なお、この転用につきましては、自治体が事業主体となる災害復旧事業であることから、許可不要転用として届け出を提出していただく予定となっております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

最適化推進委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第4号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第4号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第5号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局係長

それでは、議第5号についてご説明いたします。総会資料の8ページをお開きください。議第5号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第

66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和4年3月9日提出、山江村農業委員会会長。9ページと10ページが通知書と合意解約の写しでございます。(申請内容について説明)。11ページに地籍図を添付しておりますが、現地は(場所について説明)。解約の目的は、この後 審議をしていただきますが、農地の売買による所有権移転となっております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。議第5号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第5号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程7、議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇推進委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで、〇〇推進委員の退席を求めます。

(〇〇推進委員退席) 9時08分

議長

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

それでは、議第6号についてご説明いたします。総会資料の12ページをお開きください。議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め。令和4年3月9日提出、山江村農業委員会会長。13ページと14ページが通知書と合意解約書の写しでございます。（場所について説明）。15ページに地籍図を添付しておりますが（現地について説明）。解約の目的は、造成事業の償還が始まるためとなっております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。

（なしの声）

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等ございませんか。」

（なしの声）

議長

質疑・意見等ないようですので、それでは、採決をいたします。議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長

はい。全員挙手により、議第6号は原案のとおり承認いたします。

（〇〇推進委員着席）9時10分

議長

次に日程8、議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

村尾係長

はい。それでは、議第7号についてご説明いたします。総会資料の16ページをお開きください。議第7号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求め。令和4年3月9日

提出、山江村農業委員会会長。17ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。今回4件分の申請をまとめて記載しておりますが、譲受人が同一であること、許可を受けようとする土地が全て近隣であることを踏まえ一括して審議くださいますようお願いいたします。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっております、計6筆、面積合計2,717㎡でございます。(申請内容について説明)。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。18ページに該当の農地を落とし込んだ地籍図を添付しています。19ページから31ページまでにそれぞれの申請書と土地明細の写し、及び各申請に対応した位置図と現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては32ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては申請者及び担当委員である〇〇農業委員と〇〇推進委員と共に3月3日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。譲受人が同じということで4件まとめてご報告いたします。3月3日10時より譲受人と譲渡人の5名で現地調査を行っております。担当推進委員、事務局係長そして私の計8名で行っております。(現地について説明)。現状といたしましては、すぐ手入れをしてありまして、剪定とか草刈りは徹底的にしてありました。まだ2ヶ所位は荒れたところもございますが、すぐ手入れをして、綺麗にして栗を植えるということでございましたので問題はないと思っております。借り手の方はすごく頑張っていらっしゃるし、また、若いものたちの見本になるような頑張り屋でございますので、ぜひ譲受人のような方に、頑張っている人に管理してもらいたいと話していました。譲渡人の方は高齢化と、女性が多くございますので人に迷惑をかけなければいいんじゃないかと大変喜んでおられました。以上でございます。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、たくさんありますので、それぞれ目を通していただきたいと思っております。

議長 今、見ていただいていると思いますが、農業委員の方、質疑・意見等何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により議第7号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程9、議第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長 はい。それでは、議第8号についてご説明いたします。総会資料の33ページをお開きください。議第8号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和4年3月9日提出、山江村農業委員会会長。34ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっており、計12筆、合計面積が9,902㎡でございます。(申請内容について説明)。35ページから36ページが申請書と土地明細の写し。37ページから39ページまでに位置図及びいくつか抽出して調査した現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては40ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては申請者及び担当委員である〇〇農業委員と〇〇推進委員と共に3月3日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは説明をさせていただきます。譲渡人が〇〇さんで息子さんの名義にするために登記を変えたいということでございますので

何の問題もないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、同様に立会いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

事務局係長 はい。すみません。只今担当農業委員の説明の中で譲受人の方が息子さんとおっしゃられましたけれども、お孫さんで間違いなかったですね。

担当農業委員 はい。そうです。

事務局係長 お孫さんとなります。よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。議第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により議第8号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程10、議第9号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局係長

はい。それでは、議第9号について説明をいたします。総会資料の41ページをご覧ください。議第9号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和4年3月9日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、42ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。43ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧のとおりでございます。申請地の農地区分につきましては、申請地から300メートル以内に役場があることから「第3種農地」と判断いたしました。44ページから45ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては〇〇農業委員、〇〇推進委員と共に3月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい。それでは説明をいたします。これも3日の日に10時より、譲渡人、譲受人、担当推進委員、事務局係長、そして私の5名で行っております。(現地について説明)。現状としましては作物は作付けされてないわけでございますけれども、丁寧に草刈りをされておられました。譲受人の方は山江の住民になりたいということで、前から土地を探しておられました。良い所が見つかったと大変喜んでいらっしゃるわけでございますけれども、現状は農振地外になってますので、何の問題もないと思われまますので皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

6番農業委員

ちょっといいですか。

議長

はい。どうぞ。

6番農業委員

44ページの写真で、枝番が逆ではないですか。1は以前に承諾したということですよ。

事務局係長

ちょっとよろしいですか。

議長

はい。

事務局係長

そうですね。今、〇〇委員の説明につきましては44ページですね、今回申請地は赤枠で囲んであるわけでございますけれども、まだちょっとシステムの方に分筆が反映されておりませんで、ちょっと手入力です。ね線は引かせていただいておりますが、枝番の2につきましては、以前10月期だったかと思っておりますけれども、その時に審議をしていただきまして転用の許可をいただいているところでございます。45ページの建築中の家屋があるかと思っておりますが、そちらの方が以前、転用許可をしていただいた土地になりまして、今回はその隣ということで更に分筆をして枝番の3ということになっております。

6番農業委員

ありがとうございます。

議長

もう分筆はできているということですね。

事務局係長

はい。もう分筆済であります。

議長

他にありませんか。

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。議第9号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第9号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程11、議第10号「山江村農用地利用集積計画(第2次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概

要の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、議第10号についてご説明いたします。総会資料の46ページをお開きください。議第10号「山江村農用地利用集積計画（第2次）に対する意見決定について」令和4年山江村農用地利用集積計画（第2次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和4年3月9日提出、山江村農業委員会会長。47ページ、48ページが意見書の写し。49ページが総括表となっております。50ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定が4件、再設定が1件の合計5件で案件の総面積は12,887㎡でございます。51ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております、受け手の候補者につきましては右側の欄の記載のとおりとなりますのでご確認ください。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の52ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。（申請人について説明）。53ページをご覧ください。（申請内容について説明）。期間は10年で賃借料の支払いにつきましては、54ページの物納承諾書の第3項のとおりとなっております。55ページ、56ページまでに地籍図、現況写真を添付しています。現地調査につきましては出し手の方、借り手候補者の方、担当の〇〇農業委員と〇〇推進委員と共に3月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。3月3日9時15分より、現地にて立会いを行いました。貸し手の方と、借り手候補者の方、そして事務局係長、担当推進委員と私の5名で立会いました。（場所について説明）。今、こちらは災害復旧でですね工事をやっている途中ですけど、借り手候補者の方は以前も耕作をされていた方で、今回、公社を通して契約をするということでした。以前からもですね綺麗に作業されている方ですので今後も大丈夫と思いますのでよろしく申し上げます。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

別にありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入り

まず。農業委員の方、何かございませんか。

4 番農業委員                   よかですか。

議長                               はい。

4 番農業委員                   今年から利用されるとですかね。田植えとか。

5 番農業委員                   できるみたいです。

4 番農業委員                   あ、本当ですか。

議長                               他にありませんか。

                                     (なしの声)

議長                               推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

                                     (なしの声)

議長                               再度、農業委員の方、何かございませんか。

                                     (なしの声)

議長                               質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

                                     (全員挙手)

議長                               全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり可決します。

議長                               続きまして、賃借権の新規設定 1 件 3 筆分に入ります前に、農業委員会法第 3 1 条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員・〇〇推進委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで、両委員の退席を求めます。

                                     (〇〇農業委員・〇〇推進委員退席) 9 時 3 8 分

議長                               それでは、事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件3筆分についてご説明いたします。総会資料の57ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。58ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は10年で賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりとなっております。59ページ・60ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては出し手の方、借り手候補者の方、担当委員の代理で会長と、担当推進委員と共に3月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明をいたします。

議長

3月3日9時より、貸し手の方、借り手の方、担当推進委員、事務局係長、そして私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。3筆となっておりますが1枚になっております。水害の被害により作付けができておりませんでした。今年より作付けするということでもあります。慎重な審議をよろしくお願いします。

議長

続きまして、確認を行いました担当推進委員より何かございませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については、原案のとおり可決いたします。

(〇〇農業委員・〇〇推進委員着席) 9時42分

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の61ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人に関して説明)。62ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は10年で賃借料の支払いにつきましては63ページの物納承諾書の第3項のとおりとなっております。64ページ・65ページに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては借り手候補者の方、担当の〇〇農業委員と〇〇推進委員と共に3月3日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

3月3日午前9時50分より立会いをしております。担当推進委員と事務局係長と借り手候補者の方と私の4名で行っております。(場所について説明)。借り手候補の方は以前からここで貸し借りをされていたんですが、今回は改めて公社を通して行うということでもあります。今後5年間は耕作をされるということでもありますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり可決します。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件3筆分についてご説明いたします。総会資料の66ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。67ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は10年で、賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりとなっております。68ページから69ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては出し手の方、借り手候補者の方、担当の〇〇農業委員と、〇〇推進委員と共に3月3日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。3月3日午前9時50分より貸し手の方、借り手候補者の方、私、担当推進委員、事務局係長で行っております。(場所について説明)。新規契約ということで、公社をとおして借り手候補の方が契約されています。候補の方は新規就農者で積極的に野菜等を耕作されております。今後5年間は耕作されるということですのでよろしく申し上げます。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。



議長 はい。全員挙手により新規設定 1 件 3 筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の再設定 1 件 2 筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長 はい。それでは、再設定 1 件 2 筆分についてご説明いたします。総会資料の 70 ページをお開きください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。71 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は 20 年で賃借料の支払いにつきましてはご覧のとおりとなっております。72 ページ、73 ページに地籍図・現況写真を、74 ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては、現地立会いを行っておりませんが、事務局において現況確認を行っております。(現地について説明)。73 ページの現地写真では隣接地と併せて 1 枚で耕作されておりました、この隣接地につきましても同じ借り手の方で契約をされております。写真のとおり適切に管理されておりました。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方から、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方から質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、それでは採決をいたします。再設定 1 件 2 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により再設定 1 件 2 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。以上 5 件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第 10 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 ここでお諮りします。休憩を致しますがよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 暫時休憩致します。再開を10時10分とします。よろしいでしょうか。

(はいの声)

(休憩) 9時55分

議長 はい。それでは総会を再開いたします。

(議事に切り替え) 10時02分

議長 次に日程12、議第11号「山江村農業委員会傍聴規定の制度について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、議第11号についてご説明いたします。総会資料の75ページをご覧ください。議第11号「山江村農業委員会傍聴規程の制定について」農業委員会等に関する法律第32条により、農業委員会の会議については公開することとなっていることから、会議の傍聴規定を制定することについて意見を求める。令和4年3月9日提出、山江村農業委員会会長。76ページをご覧ください。こちらは、農業委員会等に関する法律の抜粋となりますが、この法律第32条において、総会及び部会の会議は公開する、とされております。現在、総会については山江村役場ホームページ上において議事録を公表する形で公開しております。これまでに傍聴を求められたケースはございません。ただ、山江村農業委員会総会規則においても公開する旨の記載があり、今後、万が一ですね傍聴を求められた際には対応する必要があります。今回審議いただくのは、77ページに案を添付しておりますが、傍聴希望者が現れた際の措置や禁止事項、違反者の対応等について第1条から第7条まで定めた規定であります。こちらに記載がない項目については補則の第8条に記載する議長判断で対応できるということで提案させていただきます。なお、こちらの規定については総会で承認いただいた後に、4月1日から適用する計画でおります。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に

入ります。何か、質疑・意見等ございませんか。

議長

初めてこの案を提示しましたので、皆さんの意見を言ってもらいたいと思いますので、協議に切り替えます。

(協議) 10時05分～10時17分

議長

はい。また審議に切り替えます。

議長

先ほどの協議を踏まえて皆様から質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、それでは採決をいたします。議第11号山江村農業委員会傍聴規定の制定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、山江村農業委員会傍聴規定については制定することで決定いたします。

議長

次に日程13、議第12号「令和4年度山江村農作業標準賃金の承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、議第12号についてご説明いたします。総会資料の78ページをお開きください。議第12号「令和4年度山江村農作業標準賃金の承認について」令和4年度山江村農作業標準賃金の承認について審議を求める。令和4年3月9日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、79ページをご覧ください。令和4年度山江村農作業標準賃金の(案)を添付しております。この農作業標準賃金につきましては、毎年見直しを行っているものであり、下球磨地域農作業振興協議会の幹事会の会議において協議された基準額を基に各市町村農業委員会で決定し公表しています。今回もですね、令和元年度の大幅な見直しからしこまで時間が経っていないこともあり、協議会として全体的な見直しは行わないこととなったため、今回はですね80ページにあります熊本県の令和3年10月1日からの最低賃金に合わせて、作業人夫賃金を上げております。表の一番上の作業人夫賃金、去年は6,350円だったものが今年6,570円というところで上げております。以上、今回の案について審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありませんでしょうか。

〇〇推進委員 いいですか。

議長 はい。

〇〇推進委員 作業賃金表なんですけど、燃料費高騰とかあるじゃないですか。世の中の的に。まあ、これがいつまで続くか分らんですけど、そういうものの反映というのは今後はいくらも考えてないんですかね。

事務局係長 今のご質問ですけれども、令和元年度の見直しの時に、それまで消費税が3パーセント時代の金額になっていたということもあって、消費税もだいぶ上がってきたということから、そういったところを踏まえて幹事会、農業委員会事務局長で構成される幹事会となっておりますけれども、その中で通常は協議されるんですけど、令和元年度の際は地域の担い手の、例えば機械利用組合とか、そういった方たちの意見も踏まえて、だいぶ上げた形で設定されております。どうしても、やっぱり燃料の高騰とか、そういった実情に応じてということもありますので、標準の基準額ということでこちらは記載をさせていただいておりますが、一番下の方ですね、本表については標準であり、地形地質等により3割増減以内で双方で協議してくださいという記載があります。一応その範囲内で双方のですね合意のもとに金額を、標準賃金を目安にですね決めていただいとということになります。当然、今おっしゃったように燃料も高騰しておりますし、そこにつきましては、それを踏まえた上で今後も協議はされていくんだろうと思いますけれども、今回はまた大幅な見直しが1年も経過していないということからこの金額での提示がされているということでございます。よろしかったでしょうか。

5番農業委員 金額に関してはですね、自分だけではないですけど、仕事をもらってされていかれる方もいると思うんですけど、やはり安いと思います。トラクター作業、春田耕から植代とかですね時間もかかるし、面積をこなす人は、やった分だけ赤字になるし。燃料の関係もあります。以前からすると金額は上がった方なんですけど、ここは見直してほしいという気持ちはあります。そうしないとやっていけなくなる人が出てくるのもあるし、そういう話し合いになるだろうと思いますね。金額設定は。山江村の金額だけでもですね、やっぱりここでこの金額が決まっていたら、この人はこの金額やけんと言ってこられたら、受ける人がどんどんきつくなるんですよ。まあ、そういうのをちょっと考えてもらえればなと



令和4年3月9日(水)午前10時55分終了

議長\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_